

# 水道水と地下水を混合して利用する 「地下水利用専用水道」の利用者を対象とした **水道施設維持負担金制度**（仮称）の創設について 市民の皆さまからご意見を募集します。

京都市では、近年、ホテルや商業施設等において、水道水と地下水を混合して利用する「地下水利用専用水道」の導入が進む中、新たな課題が生じています。

地下水利用専用水道の利用者は、地下水が利用できなくなる場合に備え、不足分を水道水でバックアップできるよう、施設規模に見合った給水管を接続しています。水道法により給水義務を負う京都市は、それに対応できるよう配水管をはじめとする水道施設を維持管理する必要があり、その経費には水道料金収入を充当しています。しかし、地下水利用専用水道の利用者の多くは、通常時には、施設規模に対して少量の水道水しか使用しないため、水道施設の維持管理に係る経費の負担が適正でなく、他の利用者との公平性を欠く状況にあります。

こうした現状を踏まえ、将来にわたって安全・安心な水道水を市民の皆様提供している水道施設を維持していくことができるよう、地下水利用専用水道の利用者の負担の適正化を図り、一般の水道使用者との間における負担の公平性を確保することを目的とした「水道施設維持負担金制度（仮称）」を創設するために、京都市水道事業条例を一部改正することを検討しています。

つきましては、水道施設維持負担金制度（仮称）の創設について、広く市民の皆さまのご意見を募集いたします。



## 京都市上下水道局



京都市上下水道局  
マスコットキャラクター  
ホタルの澄都(すみと)くん

京の水道水  
世界最高水準

うるおいのしずく、あなたへ。



京都市上下水道局

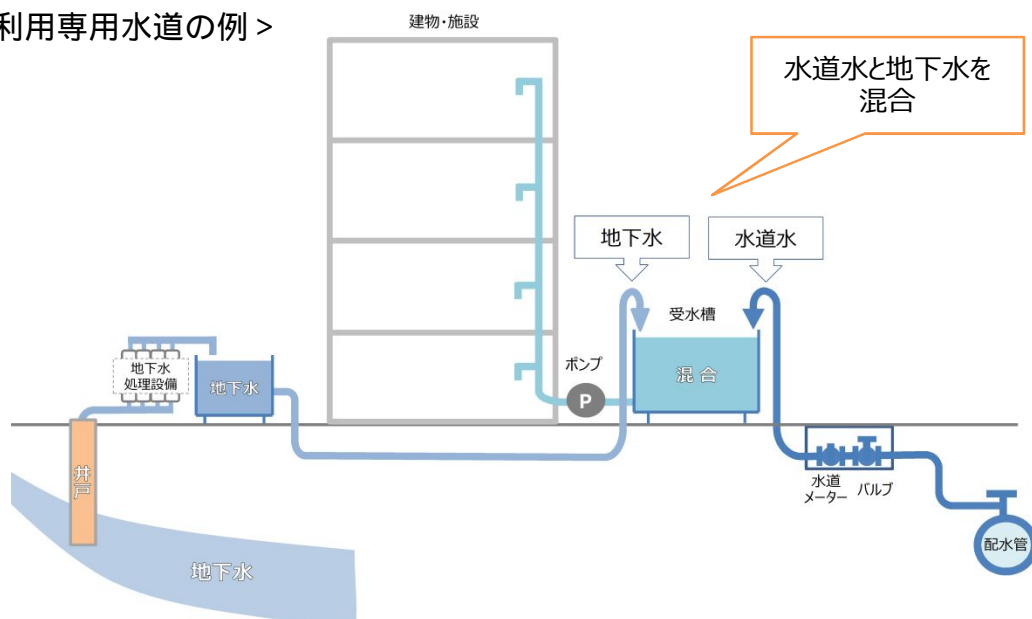
# 1 制度導入の背景

## 地下水利用専用水道とは？

地下水を水源として供給する専用水道（ ）で、水道水と地下水を混合して供給する水道施設を「地下水利用専用水道」と定義します。

- ( ) 次のいずれかに該当する自家用の水道（飲用に適する水として供給する施設）等（水道法第3条）  
百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの  
その水道施設の一日最大給水量が 20 m<sup>3</sup>を超えるもの

### < 地下水利用専用水道の例 >

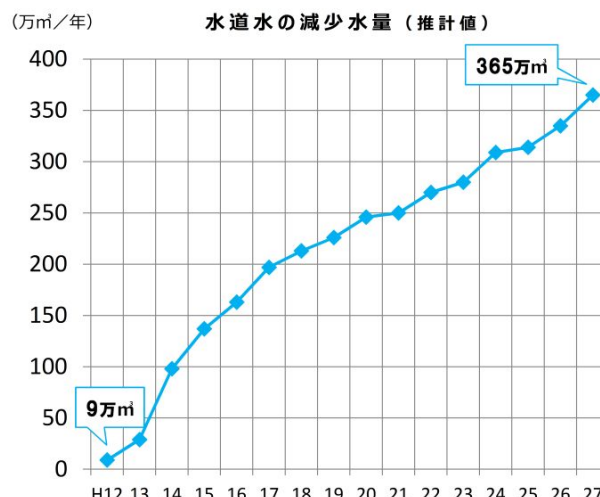
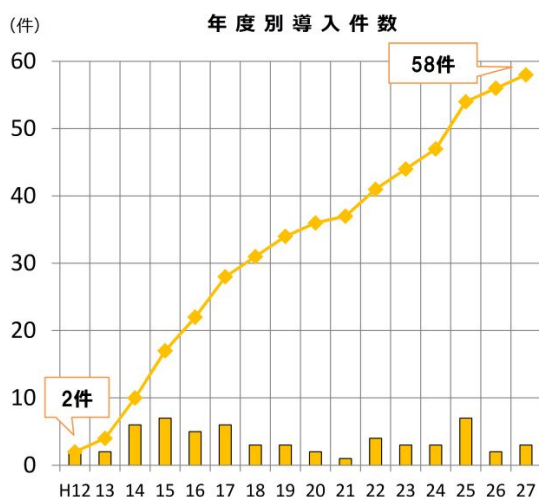


## 京都市内でも導入する事業者が増えているの？

平成13年の水道法改正（ ）以降、コスト削減を主な理由として、全国的に地下水利用専用水道の設置が拡大しており、京都市においても、平成27年度末時点で58者（ホテル、病院、商業施設等）が設置しています。

- ( ) 規制緩和により、専用水道の管理に関する業務を民間業者等に委託することが可能となった。

地下水利用専用水道の導入による水道水の減少水量は、平成27年度末時点で年間365万m<sup>3</sup>と推計しており、京都市全体の水道水の使用量（平成27年度の有収水量）の2.2%に相当します。



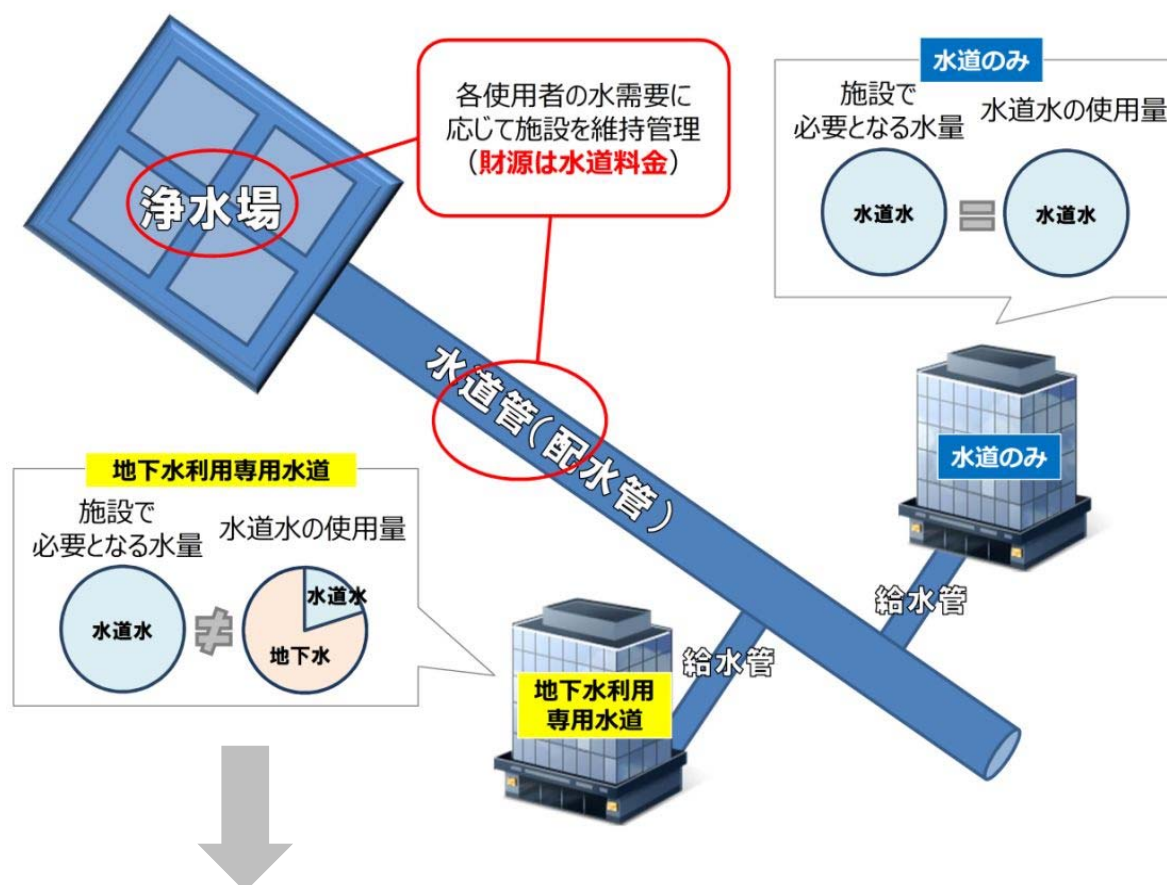
## 地下水利用専用水道にはどのような課題があるの？

地下水利用専用水道の使用者は、地下水が利用できなくなる場合に備え、不足分を水道水でバックアップできるように、施設規模に見合った給水管を接続しています。

水道法により給水義務を負う本市は、それに対応できるよう配水管をはじめとする水道施設を維持管理する必要があり、その経費には水道料金収入を充当しています。

しかし、地下水利用専用水道の使用者の多くは、通常時には、施設規模に対して少量の水道水しか使用しないため、水道施設の維持管理に係る経費の負担が適正でなく、他の水道使用者との公平性を欠く状況にあります。

< 地下水利用専用水道の使用者と他の水道使用者との間での不公平 >



施設を維持管理する経費は水道料金で賄っているが、地下水利用専用水道の使用者は施設で必要となる水量に対して水道水の使用量が少ないため、維持管理に要する経費に対する負担が適正でない。

他の水道使用者との公平性を欠く状況にある。

## 使った分の水道料金は払っているのだから問題はないのでは？

水道事業にかかる経費は、使用水量に関わらず必要となる経費（固定費）と使用水量に応じて必要となる経費（変動費）から成り、固定費が全体の95%を占めています。

経費を賄う水道料金は、使用水量に関わらずお支払いいただく「基本料金」と使用水量に応じてお支払いいただく「従量料金」で構成していますが、固定費の全額を基本料金に配分した場合、基本料金が著しく高額となることから、一般家庭等の小規模使用者への負担を考慮し、従量料金に固定費を配分することで、水道水を使用いただくことにより固定費を回収する仕組みを採っています。

このことにより、施設規模に対して少量の水道水しか使用しない場合、固定費が回収できないため、経費に対する負担が適正ではありません。

### < 水道事業にかかる経費に対する負担 >

#### 水道事業にかかる経費

(例) 水道施設の維持管理費  
減価償却費、支払利息等

(例) 浄水にかかる  
薬品費・動力費等

使用水量に関わらず必要となる経費（固定費）  
95%

使用水量に応じて  
必要となる経費  
（変動費）  
5%

#### 水道料金の仕組み

##### < 経費に対応した料金設定 >

使用水量に関わらず  
お支払いいただく料金

使用水量に応じて  
お支払いいただく料金

基本料金

従量  
料金



##### < 実際の料金設定 >

小規模使用者への負担を考慮し、  
基本料金は低く設定

水道水を使用いただく  
ことにより固定費を回収

基本料金

従量料金

#### 経費に対する負担

##### < 地下水利用専用水道の使用者 >

少量の水道水しか使用しないため、  
固定費が回収できない

基本料金

従量料金

回収できない  
固定費

従量  
料金

## 2 水道施設維持負担金制度（仮称）

### 水道施設維持負担金制度（仮称）はどのような内容なの？

#### 1 制度創設の目的

将来にわたる水道施設の維持のための負担の適正化を図ることにより，「地下水利用専用水道の使用者」と「一般の水道使用者」との間の公平性を確保する。

#### 2 制度の概要

##### ① 制度の対象者

地下水利用専用水道（地下水を水源として供給する専用水道で，水道水と地下水を混合して供給する水道施設）の使用者を対象とします。

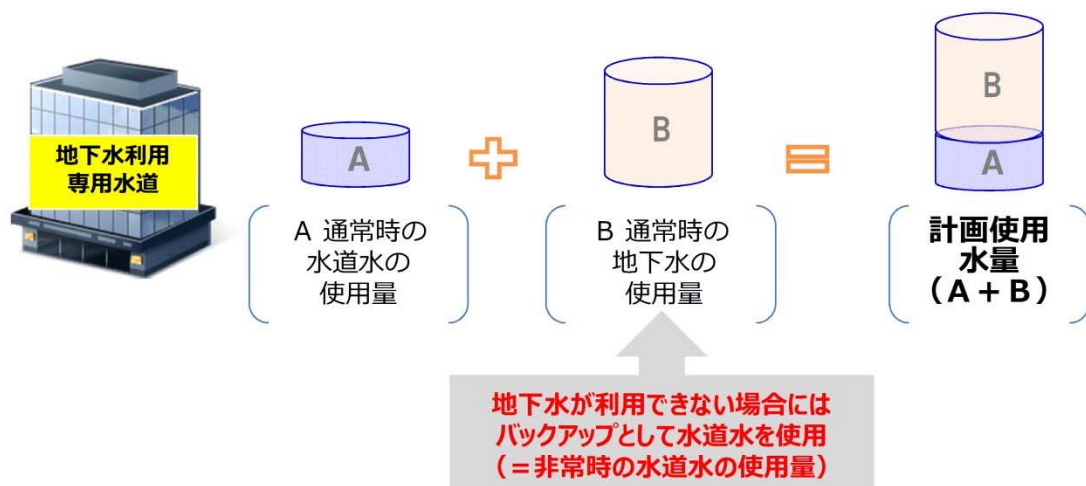
##### ② 届出事項

地下水利用専用水道の使用者は，固定費の適正な負担及び水道水の水質の適正な管理の観点から，水道水と地下水の計画使用水量や，施設の図面等，必要事項を上下水道局に届け出るものとします。

##### ③ 計画使用水量の認定

地下水利用専用水道が設置されている施設における，通常時の使用水量（水道水の使用量と地下水の使用量の合計）を，負担金算出の基準とし，計画使用水量として上下水道局が認定します。

#### < 計画使用水量 >



#### ④ 水道施設維持負担金の算定

水道施設維持負担金の算定式は次のとおりです。

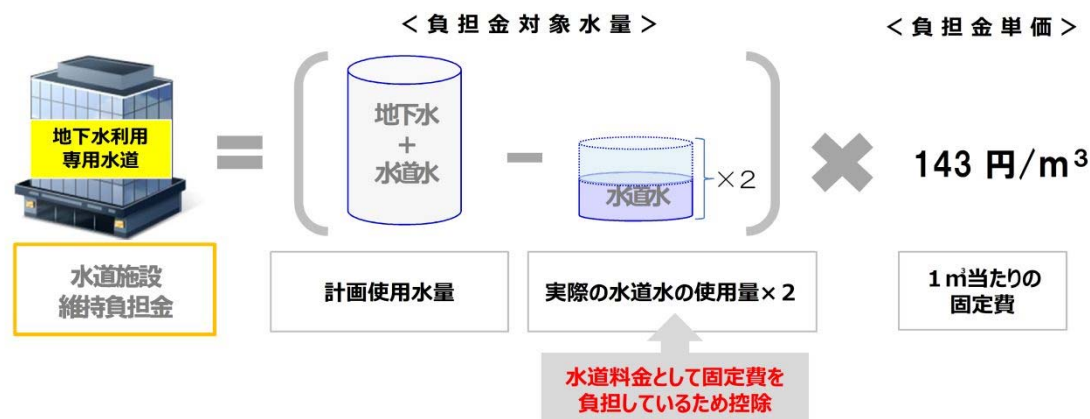
【算定式】負担金の額 = 「負担金対象水量(\*1)」 × 「負担金単価(\*2)」

(\*1) 負担金対象水量 = 「計画使用水量」 - 「実際の水道水の使用量」 × 2

(\*2) 負担金単価 = 1 m<sup>3</sup>当たりの固定費 (143 円 / m<sup>3</sup>)

地下水利用専用水道の使用者の実際の水道水の使用量が「計画使用水量の 1/2」に満たない場合、「計画使用水量の 1/2」を下回った量に応じて、負担金の額を算定します。

##### < 水道施設維持負担金の算定 >



##### < 負担金単価 (1 m<sup>3</sup>当たりの固定費) >

< 現行の財政計画期間 (H25-29) における 1 m<sup>3</sup>当たりの固定費 >



#### なぜ計画使用水量の 1/2 を負担金が生じる基準としているの？

実際の水道水の使用量が計画使用水量の 1/2 に達した場合、負担すべき固定費が水道料金で賄われていることから、負担金は生じません。

##### (負担すべき固定費についての考え方)

- 水道施設維持負担金制度 (仮称) は、制度の対象者が負担すべき固定費を水道料金としてご負担いただけていない場合に、負担金をお支払いいただくものです。
- 制度の対象者が負担すべき固定費は、計画使用水量に対し、1 m<sup>3</sup>当たりの固定費 (143 円) を負担金単価として算出します。
- 制度の対象者の使用水量の規模を勘案した場合、水道料金として負担する固定費は、負担金単価のおよそ 2 倍となることから、負担金の算式においては、水道料金として負担している固定費を控除するため、水道水の使用量の 2 倍を計画使用水量から控除したものを負担金対象水量としています。
- このことから、水道水の使用量が計画使用水量の 1/2 に達した場合、負担すべき固定費が水道料金として負担されている (負担金対象水量が 0 となる) ため、負担金は生じません。

| 水量区分<br>(2ヵ月)               | 1 m <sup>3</sup> 当たり<br>従量料金 | 内訳<br>固定費<br>(91.5%) | 変動費<br>(8.5%) |
|-----------------------------|------------------------------|----------------------|---------------|
| 11-20 m <sup>3</sup>        | 10 円                         | 9 円                  | 1 円           |
| 21-40 m <sup>3</sup>        | 177 円                        | 162 円                | 15 円          |
| 41-60 m <sup>3</sup>        | 180 円                        | 165 円                | 15 円          |
| 61-200 m <sup>3</sup>       | 208 円                        | 190 円                | 18 円          |
| 201-400 m <sup>3</sup>      | 226 円                        | 207 円                | 19 円          |
| 401-1,000 m <sup>3</sup>    | 243 円                        | 222 円                | 21 円          |
| 1,001-10,000 m <sup>3</sup> | 284 円                        | 260 円                | 24 円          |
| 10,001 m <sup>3</sup> -     | 326 円                        | 298 円                | 28 円          |

→ 制度の対象者の使用水量の規模

### 3 既存事業者への経過措置

#### 既に地下水利用専用水道を設置している事業者に対しての配慮は？

既に地下水利用専用水道を設置している事業者に対しては、設備投資を行っていること等に配慮し、経過措置期間を設けます。

##### 【経過措置の内容（案）】

免除期間（負担金を免除する期間）

軽減期間（負担金額を軽減する期間）

#### （参考）これまでの経緯

##### 1 市会での付帯決議（平成23年3月）

地下水利用専用水道の設置が拡大する中、平成23年3月の「平成23年度京都市水道事業特別会計予算」の議決時に、全会派一致で「地下水の専用水道については、より適切な対策を目指して負担金徴収等料金制度の在り方等とも併せて十分な検討を行うこと」との付帯決議が付されました。

##### 2 水道料金改定（平成25年10月）

平成25年10月の水道料金改定において、大口径（50～200mm）の基本料金と基本水量を引き上げ、水道水の使用が少量であっても、基本料金で一定の負担がなされるよう見直しを行いました。

これにより、水道水の使用を促すとともに、固定費に対する負担を一定確保しましたが、現行の水道料金制度の枠組みを超えた負担金制度等の導入について、引き続き検討を進めることとしました。

##### 3 京都市上下水道事業経営審議委員会からの意見書の提出（平成28年3月）

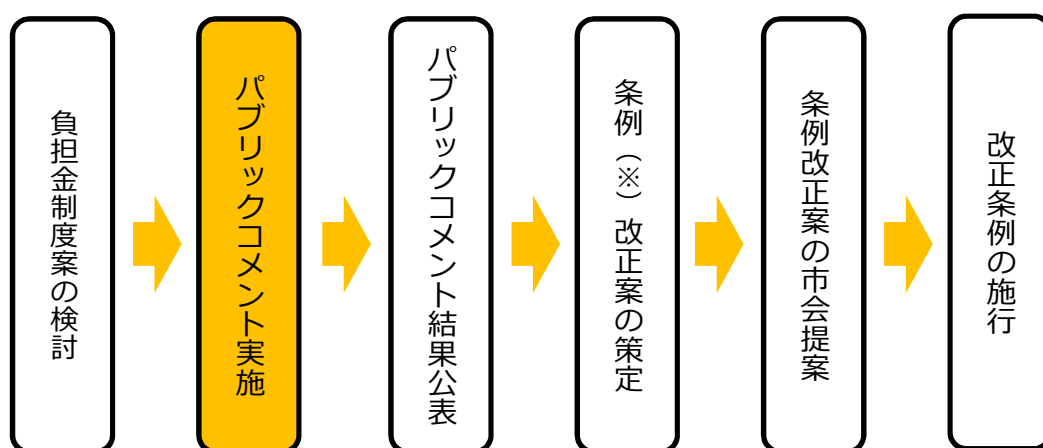
平成25年9月に設置した「京都市上下水道事業経営審議委員会」において、地下水利用専用水道対策を個別課題として位置付け、専門部会を設置し、京都市の地下水利用の現状や課題についての認識を深めるとともに、水道事業における経費の公平で適正な負担の在り方について検討を進めてきました。

平成28年3月にこれまでの審議を取りまとめた「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書」が提出され、「既存の料金制度とは別に、固定費である水道施設維持経費を新たに負担する制度の導入を検討することが必要である」との提言がされました。

京都市上下水道事業経営審議委員会・専門部会における審議内容、「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書」については、京都市上下水道局のホームページで公開しています。

○ 京都市上下水道局トップページ⇒上下水道局の紹介⇒経営情報⇒審議委員会  
⇒京都市上下水道事業経営審議委員会

## 4 今後の予定



（※）京都市水道事業条例

## 5 ご意見の募集内容及び応募方法

### 募集内容

「水道水」と「地下水」を混合して利用する地下水利用専用水道の使用者を対象とした水道施設維持負担金制度（仮称）を創設することについてのご意見

### 募集期間

平成28年9月15日（木）から10月14日（金）まで（当日消印有効）

### 応募方法

郵送，FAX，持参又は電子メールでご応募下さい。

ホームページ「京都市情報館」のご意見送信フォームからも応募いただけます。

様式は自由ですが，必要に応じて「ご意見記入用紙」をお使い下さい。

### 提出先・問い合わせ先

京都市上下水道局総務部経営企画課

【住所】〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12

【電話】075-366-5251

【FAX】075-682-2711

【メール】pb.keiei@suido.city.kyoto.lg.jp

### その他

意見募集の結果は，ホームページ「京都市情報館」において，公表を予定しております。（個人情報とは公開しません。）

なお，お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答は致しませんので，あらかじめご了承ください。



パブコメくん